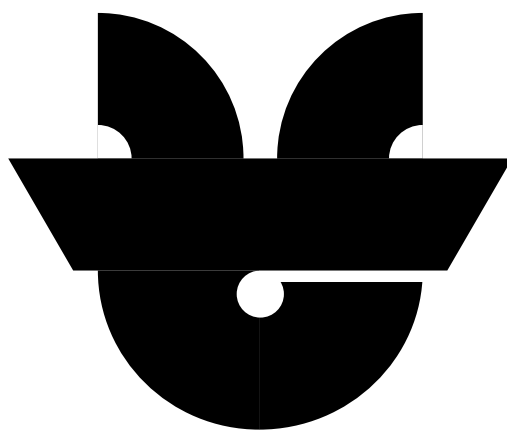


市有地売払い応募要領



相馬市総務部財政課

1 売払い物件

売払い物件は、次のとおりです。

物件 番号	所在地	登記 地目	登記面積 (m ²)	最低売却価格 ※ (円)
1	相馬市中村字川原町 22	雑種地	440.00	7,784,000
2	相馬市中村字大手先 77 番 6	宅地	205.92	3,595,000
3	相馬市尾浜字細田 69 番 1	宅地	203.00	4,508,000
4	相馬市新沼字刈敷田 14 番 27	宅地	623.73	15,916,000
5	相馬市中村字錦町 5 番 30	宅地	192.03	5,675,000
6	相馬市小泉字高池 567 番 6	宅地	2,068.99	55,861,000
	相馬市小泉字高池 567 番 8	宅地	470.19	
7	相馬市西山字長谷堂 9 番 17	雑種地	307.00	6,209,000
8	相馬市赤木字二ノ宮 4 番 17	雑種地	983	7,923,000
	相馬市赤木字寄井 71 番 4	宅地	74.46	
	相馬市赤木字寄井 72 番 3	雑種地	394	
	相馬市赤木字上原田 21 番 11	雑種地	9.2	

※最低売却価格は、令和5年度売却時の価格

2 物件の説明について

物件については、物件事項説明書に概略を記載しておりますが、現状引渡しとなりますので、必ず事前に現地を確認し、関係機関に問い合わせ等の調査を行ってください。物件の土壌調査及び地盤調査は行っておりません。万が一、地中埋設物が発見された場合は、買受者の負担となります。

3 申込の手続きについて

(1) 提出書類

市有地（普通財産）払い下げ申請書

（共有の場合は連名とする。使用印鑑は印鑑登録のあるもの）

(2) 添付書類（発行後3ヶ月以内のもの） 各1通

① 個人の場合

住民票、印鑑証明書、身分証明書（本籍地の市町村で取得）、誓約書

② 法人の場合

法人登記事項証明書、代表者の印鑑証明書、誓約書

③ 外国人の場合

住民票、印鑑証明書、登記されていないことの証明書(法務局で取得)、
誓約書

4 契約保証金

- (1) 申込者には、契約の締結と同時に又はその直前までに、売買代金の額の 100 分の 10 以上の額を、市発行の納入通知書により納入していただきます。
- (2) 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。

5 売買代金の納入等

- (1) 契約者は、契約締結後 20 日以内に市発行の納入通知書により売買代金の全額(契約保証金を売買代金の一部に充当する場合はその残額)を、一括して市に納入していただきます。
- (2) 契約者が納入期限までに売払代金を支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、年 2.5%の割合で計算した遅延利息を納入することになります。
- (3) 契約者が納期限までに売払代金を納入しない場合において、市が納入することを不能と認めたときは、契約を解除するものとし、契約保証金は市に帰属します。

6 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに移転するものとし、土地は、所有権移転登記が完了したときに引き渡します。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税は、買受者の負担となります。
- (3) 所有権の移転登記は、市で行います。

7 その他

その他不明な点については、以下担当までご連絡ください。

相馬市 総務部 財政課 管財係（市役所 3 階）

住所：〒976-8601 相馬市中村字北町 63 番地の 3

電話：0244-37-2124